

☆ご存知ですか☆

労働安全衛生法の改正により2016年6月よりSDS(安全データシート)交付対象640物質の化学物質について取り扱うすべての事業者にはリスクアセスメントの実施が義務化されました。⇒化学物質による労働災害事例が急増しています。詳しくは厚生労働省「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。

当社の特長

- 化学物質に精通した作業環境測定士が一貫して対応
- 30年以上にわたる豊富な経験からニーズに応じたご提案を実施
- 行政機関への報告書類の作成についても支援
- リスク低減化の工学的対策(局排設置等)を自社で提案が可能

リスクアセスメント(RA)の流れ

1. 現地調査、ヒアリング
- ↓
2. ハザード情報(SDS)の入手
- ↓
3. 定性的リスク評価(CB法)
- ↓
4. 定量的評価(測定)の実施
- ↓
5. 総合評価、低減策の提案

【SDS交付対象640物質※】

トルエン、鉛など安衛法施行令別表第9に記載の全ての化学物質
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

RAの実施方法について

- ・厚生労働省RA指針(H27.9)
- ・中災防(JISHA)方式
- ・日本産業衛生学会
個人ばく露測定ガイドライン

他社との比較

実施内容	当社	事業者対応	他社
定性的評価、CB	○	○	○
定量的評価、測定	○	×	×
低減化対策立案	○	△	△

各種の化学物質のリスクアセスメントの手法の中から、最適な方法を提案
(個人ばく露測定、作業環境測定、その他)

実施事例

- A社 半定量評価+個人ばく露濃度測定でRAを実施
- B社 作業環境測定+個人ばく露濃度測定でRAを実施

※ご注意・・・ 2017.3.1以降対象物質が追加・整理され、合計663物質となります。